

保税蔵置場許可書

令和5年5月18日

柴又運輸株式会社

代表取締役 橋場 広太郎 殿

横浜税関長 源新 英明



令和5年4月12日付で申請のあった保税蔵置場については、関税法第42条の規定により下記のとおり許可する。

記

蔵置場の名称	柴又運輸株式会社 浦安 保税蔵置場
所在地	千葉県浦安市富士見五丁目2312番地、2313番地、2314番地
営業用・自家用の別	営業用
蔵置場の構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
棟数及び面積	1棟 168平方メートル
蔵置する貨物の種類	輸出一般貨物
許可期間	自 令和 5年6月 1日 至 令和 6年5月31日
許可条件	裏面のとおり